

平成30年第6回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年6月25日(月) 午前10時00分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第23号 南島原市世界遺産影響評価委員会委員の委嘱について

議案第24号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

議案第25号 南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

議案第26号 南島原市心の教室相談員設置要綱の一部を改正する告示について

議案第27号 南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

議案第28号 南島原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第29号 南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

報告第1号 南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成30年5月の諸会議並びに諸行事

25日(金) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

19:30 平成30年度第1回体育協会理事会(南有馬庁)

26日(土) 終日 第41回小豆島オリーブマラソン全国大会(5/28まで) (香川県小豆島町)

29日(火) 10:00 民生委員推薦会(西有家庁舎)

13:30 文化協会総会(カムス)

14:30 平成30年度第1回社会教育委員兼公民館運営審議会会議(南有馬庁舎)

30日(水) 15:00 世界遺産市民協働会議(ザ・マーキーズ)

○平成30年6月の諸会議並びに諸行事

1日(金) 10:00 特別支援教育研究会「春の交流会」(南有馬体育館)

14:30 学校跡地利活用検討委員会(西有家庁舎)

3日(日) 19:10 「第13回いのりの灯」点灯式セレモニー(雲仙岳災害記念館)

5日(火) 14:00 寄附贈呈式(南有馬庁舎)

7日(木) 10:30 平成30年度第2回校長会研修会(コレジヨホール)

10日(日) 10:00 中学校総合体育大会(13日まで)(市内中学校)

11日(月) 10:15 臨時部局長会議(西有家庁舎)

13日(水) 10:00 図書館協議会会議(南有馬庁舎)

14日(木) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)

15日(金) 9:15 平成30年度第2回教頭会研修会(コレジヨホール)

13:00 原城VRコンテンツ試写会(西有家庁舎)

19日(火) 16:30 空手道、九州大会、全国大会出場報告会(西有家庁舎)

21日(木) 14:15 学校保健会総会・研修会(コレジオホール)

22日(金) 10:00 平成30年度第1回南島原市議会臨時会(有家庁舎)

23日(土) 14:30 アートビレッジ・シラキノ業務事前打合せ(アートビレッジ・シラキノ)

24日(日) 9:00 第13回綱引き大会(深江体育館)

議案第 23 号

南島原市世界遺産影響評価委員会委員の委嘱について

提案理由

南島原市世界遺産影響評価委員会条例第 3 条の規定により提案する。

平成 30 年 6 月 25 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市世界遺産影響評価委員会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	苅谷 勇雅	日本イコモス国内委員会副委員長	
2	鱒坂 徹	鹿児島大学教授・日本イコモス国内委員会委員	
3	服部 英雄	くまもと文学・歴史館館長	
4	林 一馬	長崎総合科学大学 名誉教授	
5	内山 哲利	一般社団法人 南島原ひまわり観光協会 会長	

議案第24号

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

提案理由

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例第3条の規定により提案する。

平成30年6月25日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員名簿

	氏 名	所 属
1	岡林 隆敏 おかばやし たかとし	長崎大学
2	千田 嘉博 せんだ よしひろ	奈良大学
3	高瀬 要一 たかせ よういち	(元)和歌山県立紀伊風土記の丘 館長
4	玉井 哲雄 たまい てつお	(元)国立歴史民俗博物館 教授
5	服部 英雄 はっとり ひでお	くまもと文学・歴史館
6	福田 千鶴 ふくだ ちづる	九州大学基幹教育院 人文社会科学部門
7	宮武 正登 みやたけ まさと	佐賀大学全学教育機構 人文・芸術部門
8	分部 哲秋 わけべ てつあき	学校法人玉木学園 長崎医療技術専門学校
9	朽津 信明 くちつ のぶあき	東京文化財研究所 保存科学研究センター 修復計画研究室

議案第25号

南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

提案理由

南島原市立学校給食センター条例第4条及び南島原市立学校給食センター条例施行規則第7条の規定により提案する。

平成30年6月25日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

平成30年度南島原市学校給食運営審議会委員名簿

NO	区分	フリガナ 氏 名	備 考
1	関係学校長	ヤマダ ケイコ 山田 恵子	食育推進ブロック代表校長
2		フクダ キヨフミ 福田 清文	自校方式調理場代表校長
3	関係学校PTA代表	サガラ シンスケ 相良 伸介	市PTA連合会会長
4		カシハラ チエコ 梶原 智恵子	市PTA連合会母親委員長
5	学識経験者	ヤマモト タダヨシ 山本 忠喜	前学校給食会長
6		マツナガ フミノリ 松永 文則	前学校給食会長
7	その他必要と 認められる者	シオタ キヌヨ 塩田 絹代	教育委員長職務代理者

※網掛の委員の方が、新しく選任された方です。

議案第26号

南島原市心の教室相談員設置要綱の一部を改正する告示について

提案理由

小学校に心の教室相談員を設置するため、所要の改正をするもの。

平成30年6月25日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市心の教室相談員設置要綱の一部を改正する告示

南島原市心の教室相談員設置要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生徒に」を「児童生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）に」に、「生徒」を「児童生徒」に、「中学校」を「小学校及び中学校（以下「学校」という。）」に改める。

第2条第1号中「生徒」を「児童生徒」に改める。

第3条中「中学校校長」を「校長」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

南島原市心の教室相談員設置要綱の一部を改正する教育委員会告示 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>児童生徒</u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）に心のゆとりを持てるような環境を提供することが必要であることから、<u>児童生徒が悩みを気軽に話せるよう小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）に「心の教室相談員」を設置できるものとする。</p> <p>(心の教室相談員の職務)</p> <p>第2条 心の教室相談員は、校長の指揮監督の下に、おおむね次の職務を行う。</p> <p>(1) 学校でのふれあいや家庭訪問等を通して、<u>児童生徒</u>の話し相手となったり悩み相談に応じたりするなどの相談活動</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第3条 心の教室相談員の勤務条件は、おおむね週3回、1回当たり半日程度を基本としつつ、<u>校長</u>の指示するとおりとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 <u>この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>生徒</u>に心のゆとりを持てるような環境を提供することが必要であることから、<u>生徒が悩みを気軽に話せるよう中学校</u>に「心の教室相談員」を設置できるものとする。</p> <p>(心の教室相談員の職務)</p> <p>第2条 心の教室相談員は、校長の指揮監督の下に、おおむね次の職務を行う。</p> <p>(1) 学校でのふれあいや家庭訪問等を通して、<u>生徒</u>の話し相手となったり悩み相談に応じたりするなどの相談活動</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第3条 心の教室相談員の勤務条件は、おおむね週3回、1回当たり半日程度を基本としつつ、<u>中学校校長</u>の指示するとおりとする。</p>

(設置)

第1条 児童生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）に心のゆとりを持てるような環境を提供することが必要であることから、児童生徒が悩みを気軽に話せるよう小学校及び中学校（以下「学校」という。）に「心の教室相談員」を設置できるものとする。

(心の教室相談員の職務)

第2条 心の教室相談員は、校長の指揮監督の下に、おおむね次の職務を行う。

- (1) 学校でのふれあいや家庭訪問等を通して、児童生徒の話し相手となったり悩み相談に応じたりするなどの相談活動
- (2) 地域における関係情報の収集などにより、地域と学校との連携の支援
- (3) その他学校の教育活動の支援

(勤務条件)

第3条 心の教室相談員の勤務条件は、おおむね週3回、1回当たり半日程度を基本としつつ、校長の指示するとおりとする。

(謝金)

第4条 心の教室相談員の謝金は、1回4,000円とする。

(委任)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

議案第27号

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

提案理由

就学援助認定（却下）通知書に日付を追加するため、所要の改正をするもの。

平成30年6月25日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の一部を改正する告示
南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

就学援助認定（却下）通知書

様

南島原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請がありました就学援助費の支給については、次のとおり決定したので通知します。

学校名	学年	児童生徒等氏名	性別

上記の者について、下記のとおり決定しました。

1 要保護・準要保護に、年 月から開始

2 却下
(理由)

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の一部を改正する教育委員会告示 新旧対照表

新	旧																																								
<p>様式第3号 (第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就学援助認定（却下）通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">南島原市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで申請がありました就学援助費の支給については、次のとおり決定したので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学校名</th> <th style="width: 25%;">学年</th> <th style="width: 25%;">児童生徒等氏名</th> <th style="width: 25%;">性別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の者について、下記のとおり決定しました。</p> <p>1 要保護・準要保護に、年 月 から開始</p> <p>2 却下 (理由)</p>	学校名	学年	児童生徒等氏名	性別																	<p>様式第3号 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">就学援助認定（却下）通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">南島原市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで申請がありました就学援助費の支給については、次のとおり決定したので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学校名</th> <th style="width: 25%;">学年</th> <th style="width: 25%;">児童生徒等氏名</th> <th style="width: 25%;">性別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の者について、下記のとおり決定しました。</p> <p>1 要保護・準要保護に、年 月 から開始</p> <p>2 却下 (理由)</p>	学校名	学年	児童生徒等氏名	性別																
学校名	学年	児童生徒等氏名	性別																																						
学校名	学年	児童生徒等氏名	性別																																						

○南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱

平成18年3月31日教育委員会告示第3号

改正

平成18年6月23日教育委員会告示第7号
平成18年9月28日教育委員会告示第10号
平成23年2月23日教育委員会告示第3号
平成27年2月25日教育委員会告示第4号
平成27年5月27日教育委員会告示第8号
平成29年1月24日教育委員会告示第1号
平成29年5月29日教育委員会告示第2号

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で南島原市立小中学校に在学し、南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は就学予定者（南島原市立小中学校の就学予定者で南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助対象者)

第2条 南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給対象となる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）
 - ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
 - (ウ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免
 - (エ) 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第23条の2の規定に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 南島原市税条例（平成18年南島原市条例第43号）第24条の規定に基づく市民税の非課税又は同条例第51条の規定に基づく市民税の減免
 - (カ) 南島原市税条例第71条の規定に基づく固定資産税の減免
 - (キ) 南島原市国民健康保険税条例（平成18年南島原市条例第44号）第25条の規定に基づく国民健康保険税の減免
 - (ク) 生活福祉資金による貸付け
 - イ ア以外の者で次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

- (ア) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- (イ) その他生活状態が悪いと認められる者

(援助費目)

第3条 就学援助費は、次の各号に掲げる費目を対象とする。

- (1) 学用品費等
 - ア 学用品費
 - イ 通学用品費
 - ウ 校外活動費（泊を伴わないもの）
- (2) 校外活動費（泊を伴うもの）
- (3) 修学旅行費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 医療費（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病）
- (6) 学校給食費
- (7) 通学費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定に基づく教育扶助受給者については前項第3号及び第5号に掲げる費目を対象とし、同法第12条の規定に基づく生活扶助受給者については前項第4号に掲げる費目を除いた費目を対象とする。

(就学援助費の支給額)

第4条 就学援助費の支給額は、要保護者については、文部科学省が定める児童生徒又は就学予定者1人当たりの額（以下この条において「限度額」という。）とする。

2 準要保護者については、別表に定めた区分による額を限度額として、予算に計上した範囲内で支給する。

(援助の申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書（様式第1号）を南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

(世帯票)

第6条 教育委員会は、就学援助費受給申請書を受理したときは、当該申請内容に基づき、要保護及び準要保護児童生徒等に係る世帯票（様式第2号。以下「世帯票」という。）を作成し、校長の意見を求めなければならない。

2 教育委員会は、必要に応じ、民生委員又は福祉事務所の長の意見を求めなければならない。

(援助の認定及び通知)

第7条 教育委員会は、就学援助費受給申請書に基づきその内容を審査し、就学援助認定の可否を決定し、世帯票をもって速やかに校長へ通知するとともに、就学援助認定（却下）通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

(支給計画)

第8条 教育委員会は、前条の規定による認定後、就学援助費の支給計画を作成し、就学援助費支給計画通知書（様式第4号）をもって校長に通知するものとする。

(支給方法及び時期)

第9条 就学援助費は、原則として口座振込により、教育委員会が直接保護者に対して支給する。ただし、学校給食費は校長に、医療費は医療機関に対して支払う。

2 就学援助費の支給時期については、教育長が別に定める。

(年度途中の認定及び支給額)

第10条 教育委員会は、転学、災害等により、年度の途中において就学援助費の支給を受けようとする保護者については、第5条から第7条までの規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。

2 就学援助費は、申請のあった日の属する月（以下この項において「申請月」という。）の翌月から支給する。ただし、申請のあった日が申請月の初日である場合は、その月から支給する。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、速やかに校長に通知するとともに、就学援助費支給取消通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

- (1) 要保護及び準要保護児童生徒が転出又は死亡したとき。
- (2) 就学予定者が南島原市立小中学校に入学しなかったとき。
- (3) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

2 認定を取り消した場合の就学援助費の支給は、当該事由が発生した日の属する月の末日までとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の南有馬町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成17年南有馬町教育委員会告示第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

(単位：円)

区分		限度額		適用
		小学校	中学校	
学用品費等	新入学児童生徒	11,420	22,320	
	新入学児童生徒以外	15,220	26,820	
校外活動費（泊を伴うもの）		3,620	6,100	
修学旅行費		実費	実費	
新入学児童生徒学用品費		40,600	47,400	
医療費		実費	実費	
学校給食費		実費	実費	
通学費		39,290	79,410	

様式第1号（第5条関係）

就学援助費受給申請書

年 月 日		南島原市教育長 様		申請者住所 保護者氏名 (電話) — — ㊦		
下記の児童生徒等について就学援助を受けたいので、理由を付して申請します。						
児童生徒等	学 校 名 ※	学 年 ・ 組 ※	(ふりがな) 児童生徒等氏名	性 別		
		年 組	()			
		年 組	()			
援助を受けたい理由	1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされたが依然生活が困難である。 生活保護停止又は廃止年月日 (年 月 日)					
	2 () 税) の非課税又は減免を受けた。					
	3 国民年金又は国民健康保険の減免を受けた。					
家 庭 状 況	氏 名	続柄	生 年 月 日	職業、学校学年※	年 収	住 宅
			年 月 日		万円	1 持 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	2 借 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	3 その他 ()
		年 月 日		万円		

- 1 学校経由で提出のこと。
- 2 同意書(様式第1号の付表)を添付すること。
- 3 小学校と中学校にそれぞれ児童生徒がいる場合は、この申請書は、別々に提出ください。
- 4 ※には、 年度の学校名学年を記入してください。
⇒裏面もご記入ください。

(裏面)

- 1 申請にあたって、現在の生活状況や経済的に困りのことを具体的に
ご記入ください。(この項目は必ずご記入ください。)

- 2 最近、生活状況が急激に悪化したなど、特別な事情があればご記入
ください。

- 3 就学費用について困りのことがあれば具体的に記入ください。

- 4 上記以外で特別な事情があればご記入ください。

内容等に不明な点がある場合には、ご連絡することがあります。

要保護及び準要保護児童生徒等に係る世帯票

整理番号	児童生徒等氏名	保護者氏名	教育扶助の有無						
家庭の状況 (保護者を含む)	続柄	生年月日	職業	自宅居住の有無	病気・療養の有無(期間)	住宅の形態	家庭状況の変動		
						①持家 ②借家間			
就学援助を必要と認める者についての学校長の意見									
① 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる。 ② 生活状態が悪いため、学校納付金を減免している。 ③ 生活状態が悪く、学校納付金が滞りがちである。 ④ 昼食、衣服が著しく悪く、また、学用品、通学用品等に不自由している。 ⑤ 経済的理由による欠席日数が多い。 ⑥ その他(具体的に記載のこと)									
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒等として報告します。 年 月 日 南島原市立 学校長 印 南島原市教育委員会 様									
継続報告		小 学 校				中 学 校			
		2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日									
学校長 印									
世帯についての福祉事務所の長又は民生委員の所見				教育委員会の認定の事由(変更の事由)					
認定の場合									
認定をしない場合又は取消しの場合									
上記の者を要保護児童生徒等として認定 { します。 / しません。 準要保護									
年 月 日 南島原市立 学校長 印 南島原市教育委員会 様									
継続報告		小 学 校				中 学 校			
		2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日									
教育委員会 印									

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

就学援助認定（却下）通知書

様

南島原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請がありました就学援助費の支給については、次のとおり決定したので通知します。

学校名	学年	児童生徒等氏名	性別

上記の者について、下記のとおり決定しました。

1 要保護・準要保護に、年 月から開始

2 却下
(理由)

様式第4号（第8条関係）

校長 様

年 月 日

南島原市教育委員会 回

年度就学援助費支給計画通知書

教育扶助 受給の有無	学年の 区 分	男女の 区 分	児童・生徒等氏名	支 給 明 細				学 校 名	支出（予定）年月日
				新入学児 学用品費	学用品費	修 学 旅 行 費	給 食 費		
	年								
	年							年 月 日	
	年								
	年								
	年							新入学児童用品費	
	年								
	年								
	年							学用品費	
	年								
	年								
	年							修学旅行費	
	年								
	年								
	年							学校給食費	
	年								
	年								
	年							医療費	
	年								
	年								
	年								
	年								
	年								
	年								
	年								
	年								
	年								
	年								
	年								
	計		人						

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

就学援助費支給取消通知書

様

南島原市教育委員会



就学援助費の支給については、次のとおり取り消したので通知します。

学校名	学年	児童生徒等氏名	性別	事由発生日

上記の者について、 により 年 月 日付 支給取消しとする。

議案第28号

南島原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

提案理由

幼稚園教育要領の改正に伴い、所要の改正をするもの。

平成30年6月25日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

南島原市立幼稚園管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）」を「幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

南島原市立幼稚園管理規則の一部を改正する教育委員会規則 新旧対照表

新	旧
<p>(教育週数及び教育時間)</p> <p>第5条 教育週数及び教育時間は、<u>幼稚園教育要領</u>（平成29年文部科学省告示第62号。以下「教育要領」という。）に基づき、園長が定める。</p>	<p>(教育週数及び教育時間)</p> <p>第5条 教育週数及び教育時間は、<u>幼稚園教育要領</u>（平成20年文部科学省告示第26号。以下「教育要領」という。）に基づき、園長が定める。</p>

改正

平成21年2月25日教育委員会規則第3号

平成22年3月26日教育委員会規則第4号

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 組織 (第2条・第3条)
- 第3章 運営 (第4条—第25条)
- 第4章 施設及び設備の管理 (第26条—第28条)
- 第5章 雑則 (第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、南島原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営の基本的事項を定めるものとする。

第2章 組織

(定員)

第2条 幼稚園の定員は、80人とする。

(職員)

第3条 幼稚園に園長、教諭、助教諭その他必要な職員を置く。

2 南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、園長の意見を聴いて教諭のうちから主任教諭を任命することができる。

3 主任教諭は、園長の指示に基づき教育課程の立案その他の園務に関する事項につき連絡調整及び指導助言に当たる。

第3章 運営

(学期)

第4条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定による学期は、次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育週数及び教育時間)

第5条 教育週数及び教育時間は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号。以下「教育要領」という。）に基づき、園長が定める。

(休業日)

第6条 幼稚園の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第39条の規定において準用する第61条第1号から第3号までの規定に掲げる日のほか、次のとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
 - (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (5) 前各号に定めるもののほか、園長が休業を必要と認め、教育委員会の承認を受けた日
- 2 園長は、保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育委員会の許可を受けて、休業日に保育を行うことができる。

(非常変災等による臨時休業の報告)

第7条 施行規則第39条の規定において準用する第63条の規定によって、園長が臨時に保育を行わないときは、保育を行わない理由及びその期間を直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

(教育課程)

第8条 教育課程は、教育要領の基準に基づき園長が編成する。

(教育課程の届出)

第9条 園長は、前条の規定により教育課程を編成したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。教育課程を変更したときも、また、同様とする。

(入園資格)

第10条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(入園時期)

第11条 入園時期は、毎年4月とする。ただし、欠員があるときは、臨時に入園を許可することができる。

(入園手続)

第12条 幼児を入園させるときは、入園願(様式第1号)を園長に提出しなければならない。

(入園許可)

第13条 園長は、幼児の心身の発育状態等を考慮して入園を許可する。

(長期欠席)

第14条 保護者は、園児を一週間以上欠席させるときは、園長に届け出なければならない。

(休園又は退園)

第15条 保護者は、園児を休園又は退園させるときは、園長に届け出なければならない。

2 園長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、教育委員会の承認を得て、園児を休園又は退園させることができる。

- (1) 園児が感染性疾病にかかったとき。
- (2) 園児の無届休園が1月以上にわたるとき。
- (3) 保育料の納付を3月以上怠ったとき。
- (4) 園児が性情不良であって他の園児に対し悪影響を及ぼし、教育の見込みがないとき。

(園児の異動)

第16条 園長は、園児に入退園の異動があった場合には、園児異動報告書(様式第2号)により教育委員会に報告しなければならない。

(園児の事故等の報告)

第17条 園児の重大な事故若しくは集団的発病が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、園長は、速やかにその実情を教育委員会に連絡し、改めて詳細を報告しなければならない。

(学級編成)

第18条 幼稚園の学級数は、教育委員会が定める。

2 前項に規定する学級は、学年の初めの前日において同じ年齢にある園児で編成し、1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

(園外行事の届出)

第19条 遠足、水泳その他園外行事の実施に当たっては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(修了証書)

第20条 幼稚園で6月以上教育を受けた園児には、修了証書(様式第3号)を授与する。

(保育料徴収)

第21条 保育料は、南島原市立幼稚園保育料等徴収条例(平成18年南島原市条例第72号)の定めるところによる。

(園務の分掌)

第22条 園長は、園務分掌を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(園長及び職員の休暇)

第23条 園長が休暇を受けようとするときは、教育委員会に届け出、又は承認を受けなければならない。

2 職員が休暇を受けようとするときは、園長に届け出、又は承認を受けなければならない。

(園長及び職員の出張)

第24条 園長の出張は、教育委員会が命ずる。

2 職員の出張は、園長が命ずる。

(園長及び職員の事故報告)

第25条 園長又は職員に重大な事故があったときは、園長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。ただし、園長に事故があるときは、上席の職員が報告しなければならない。

第4章 施設及び設備の管理

(管理責任者)

第26条 園長は、幼稚園の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を総括管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、園長の定めるところにより幼稚園の施設及び設備の管理を行う。

(災害報告)

第27条 園長は、災害又は事故によって幼稚園の施設及び設備が損害を受けたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(警備及び防災の計画)

第28条 園長は、毎年度初め幼稚園の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 園長は、前項の計画を定めるときは、特に園児の安全を確保するための措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西有家町立西有家幼稚園規則（昭和44年西有家町教育委員会規則第1号）、北有馬町立北有馬幼稚園規則（昭和54年北有馬町教育委員会規則第7号）、口之津町立幼稚園規則（昭和60年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町立加津佐幼稚園管理規則（平成2年加津佐町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第12条関係）

入 園 願			
ふりがな 幼児氏名	-----		男女別 どちらかに ○
生年月日	年	月	日
ふりがな 保護者氏名	-----		
現住所	南島原市	番地	
既往の疾病			
兄弟姉妹の数	兄 弟	人 人	姉 妹
備 考	人 人		
上記のとおり入園させたいので願書を提出します。			
年 月 日			
住所		南島原市	番地
		電話	—
		保護者氏名	Ⓣ
南島原市立	幼稚園長	様	

様式第2号（第16条関係）

第 年 月 日 号

南島原市教育委員会
教育長 様

南島原市立 幼稚園園長 印

園児異動報告書

このことについて、下記園児の保護者より、本園に〔入園〕
〔退園〕したい旨願い出があり、別紙のように〔入園願書〕
〔退園届〕が提出され、年 月 日付けで〔入園〕
〔退園〕を許可したので、南島原市立幼稚園管理規則第16条により報告致します。

記

1 園児氏名

年 月 日

2 保護者氏名

3 現住所

4 異動(前)先

※ 添付書類 入園願書(写し) 部
退園届(写し) 部

在園園児数(月 日現在)

組	男子	女子	計
合計			

様式第3号 (第20条関係)

割印

第
号

園長

印

南島原市立

幼稚園

年
月
日

幼稚園の課程を修了したことを証する

園
印

年
月
日生

氏
名

修
了
証
書

議案第29号

南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付要綱の
一部を改正する告示について

提案理由

長崎県「しま」への修学旅行推進事業費補助金交付要綱が、「しま」体験活動支援事業費補助金実施要綱に改正されたことに伴い、所要の改正をするもの。

平成30年6月25日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示
南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付要綱（平成18年南島原市告示第
167号）の一部を次のように改正する。

第1条中「長崎県「しま」への修学旅行推進事業費補助金交付要綱（平成17年4月18日付
17教義第57号長崎県教育長通知）」を「長崎県教育委員会が定める「しま」体験活動支援事
業費補助金実施要綱」に改める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市は、「しま」(長崎県教育委員会が定める「しま」体験活動支援事業費補助金実施要綱第2条に規定する地域をいう。以下同じ。)への修学旅行の推進を図るため、予算の定めるところにより、「しま」への修学旅行費を負担している保護者に対し、南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市は、「しま」(長崎県「しま」への修学旅行推進事業費補助金交付要綱(平成17年4月18日付17教義第57号長崎県教育長通知)第2条に規定する地域をいう。以下同じ。)への修学旅行の推進を図るため、予算の定めるところにより、「しま」への修学旅行費を負担している保護者に対し、南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p>

○南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付要綱

平成18年7月28日告示第167号

南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、「しま」(長崎県教育委員会が定める「しま」体験活動支援事業費補助金実施要綱第2条に規定する地域をいう。以下同じ。)への修学旅行の推進を図るため、予算の定めるところにより、「しま」への修学旅行費を負担している保護者に対し、南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内小・中学校に通学する児童生徒の保護者で「しま」への修学旅行費を負担するものとする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、修学旅行に係る負担額から別途県が定める基準額を差し引いた経費とし、補助率は、補助対象経費の4分の3以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付申請書は、南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付申請書(別記様式)によるものとし、校長を経由して市長に申請するものとする。

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(交付手続の特例)

第5条 この告示による補助金の交付については、規則第21条の規定により、規則第7条に規定する交付の決定の通知、規則第13条に規定する実績報告書の提出及び規則第14条に規定する額の確定通知を省略し、規則第4条に規定する補助金の交付申請及び規則第16条に規定する補助金の交付請求は、併合して処理するものとする。

附 則

この告示は、平成18年7月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

南島原市長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

㊟

南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金交付申請書

年度南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金の交付を受けたいので申請します。

なお、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により、南島原市立小・中学校「しま」への修学旅行費補助金を下記申請額のとおり請求します。

記

学校名（ ）

単位：円

学年	組	児童生徒氏名	修学旅行に係る負担額 (A)	基準額 (B)	申請額 (C) $(A - B) \times 3/4$

報告第1号

南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

提案理由

南島原市立小・中学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申を行ったので、南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第2項の規定により報告する。

平成30年6月25日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市立教職員の人事異動について

【校長】

平成30年6月12日付

所 属 (職 名)	旧 所 属 (職 名)	氏 名
南島原市立堂崎小学校 (校長)	南島原市立口之津小学校 (教頭)	本多 宏光

【教頭】

平成30年6月12日付

所 属 (職 名)	旧 所 属 (職 名)	氏 名
南島原市立口之津小学校 (教頭)	南島原市立深江小学校 (教諭)	森田 純弘